

1. 事業の概要

(1) 第三次生物多様性国家戦略では、全国的・広域的な視点から自然再生の必要性が高い地域での取組を進め、生態系ネットワークを形成していくべきことが掲げられており、また、平成20年4月に公表された総務省の「自然再生の推進に関する政策評価書」においては、自然再生協議会設立等の支援の充実・強化、学識経験者等による支援の仕組みづくり、普及啓発を推進することなどの勧告がなされている。

(2) このため、地域における自然再生の取組を推進するため、自然再生協議会の設立・技術的な課題の解決等への支援を強化する。

地域の自然情報や民間団体の活動状況等自然再生に係る基礎的な情報基盤の整備を推進。

地域の有識者へのヒアリング、地方専門家会議の開催等による地域レベルでの専門家のネットワーク形成を実施。

主務大臣の助言や関係省庁間の連絡調整の際に、自然再生専門家会議の開催、意見聴取を実施。

ホームページの運用を通じて、自然再生の普及啓発、情報の収集・提供を実施。

自然再生専門家会議委員や先進的な自然再生協議会構成員等を交えたワークショップ等の開催により、地域の取組についての意見交換・技術指導を実施し、自然再生協議会の設立・技術的課題解決への支援を図る。

2. 事業計画

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
地域データ収集整備						
専門家ネットワーク形成						
専門家会議運営						
情報収集・提供システム整備						
自然再生協議会の設立・技術的課題解決への支援						

3. 施策の効果

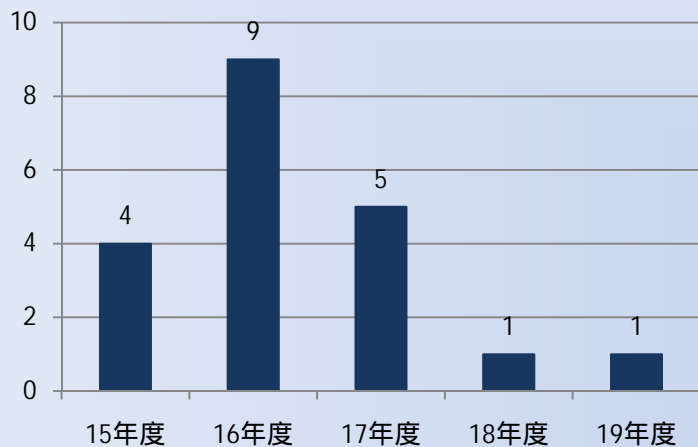
(1) 地域住民等を含めた自然再生に向けての機運醸成を図り、自然再生協議会の設立を促進する。

(2) 設立済みの自然再生協議会における協議会運営や合意形成等の技術的課題の解決を促進する。

第三次生物多様性国家戦略

全国的・広域的な視点からの自然再生の取組による生態系ネットワークの形成

自然再生協議会の年度別設立数の推移



注: やんばる河川・海岸自然再生協議会(H19.1解散)を含む

【課題】

これまでの取組を通じて、以下の課題が発生

専門家・地域住民を含む関係者の認識を深める場の不足
協議会設立・運営・合意形成などの技術的課題等

【総務省政策評価結果】

法定協議会等の事業の立ち上げ支援等により、地域での主体的・継続的取組を推進すべき

法定協議会の運営を効果的・効率的にすべき
(合意形成手法、目標設定方法等の情報提供)

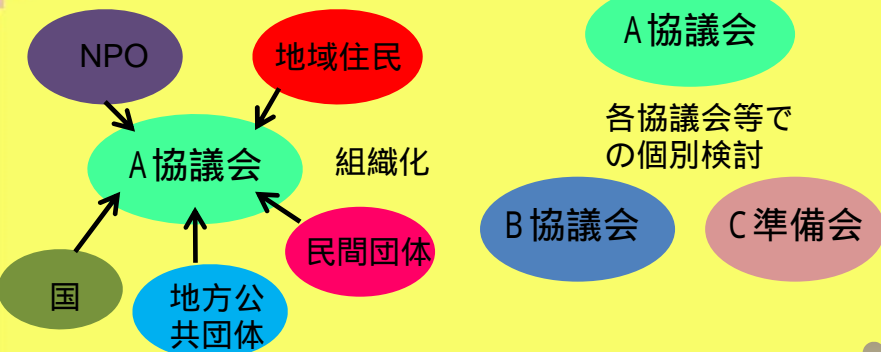
国の各種支援・措置を充実すべき
(省庁連携、自然再生専門家会議の活用、普及啓発の推進)

これまでの取組

< 拡充 > 自然再生協議会の設立・技術的課題解決への支援

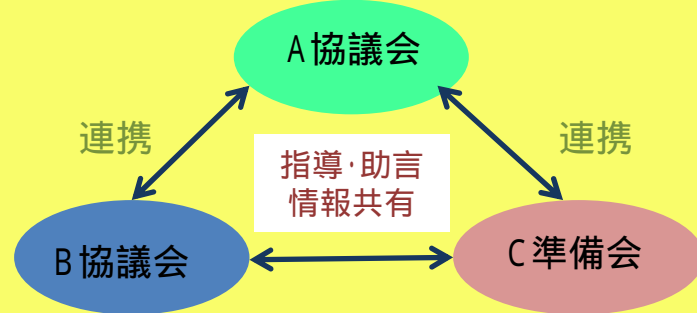
今後の取組

個々の取組だけでは課題解決に限界



自然再生関連地域データ収集整理、地域の専門家ネットワーク形成、地域のNPO等人材育成等の支援

外部意見・協議会間連携による課題解決の促進



協議会設立等のためのワークショップ等開催
自然再生専門家会議による現地指導・助言
全国の自然再生協議会等における情報共有化